

資料 3 - 3

食品衛生法第 11 条第 3 項に規定するポジティブリスト制度の対象外物質に寄せられた意見等について

<意見提出物質（意見提出者）>

1. 石油（三井物産（株））
 - ・石油は一般名称であり、特定の物質を定義していないため、対象外物質としない。
2. Matrine と Oxymatrine（三井物産（株）、日本紅茶協会）
 - ・エンジュ属（イヌエンジュ等）の根茎に含まれる毒性を有する植物アルカロイド
 - ・ヒトの健康を損なうおそれがないとは言えないため、対象外物質としない。
3. Psoraline（三井物産（株）、日本紅茶協会）
 - ・プソラリン（カフェインと同義）
 - ・最終案で対象外物質として規定しない旨提示済み
4. Toosendanin（三井物産（株）、日本紅茶協会）
 - ・トウセンダニン
 - ・センダン等に含まれるテルペン類（トリテルペノイド）
 - ・ヒトの健康を損なうおそれがないとは言えないため、対象外物質としない。
5. Tuberostemonine（三井物産（株）、日本紅茶協会）
 - ・ツベロステモニン
 - ・ビャクブの根茎に含まれる植物アルカロイド
 - ・ヒトの健康を損なうおそれがないとは言えないため、対象外物質としない。
6. Rotenone（アメリカ合衆国政府）
 - ・ロテノン
 - ・デリス根に含まれる中性結晶物質で、エネルギー代謝阻害作用を持つ。
 - ・ヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないため、対象外物質としない。
7. ソルビタン脂肪酸エステル（フマキラー（株））
 - ・個別の物質を明記していないこと、また、残留しないことから、対象外物質としない。

8. Menadione sodium bisulfite (中国政府)
- ・メナジオン亜硫酸ナトリウム (別名：ビタミンK3)
 - ・対象外物質「メナジオン」として規定。
- 9 Folic Acid (中国政府)
- ・葉酸
 - ・最終案において対象外物質として規定済み。
- 10 Choline Chloride (中国政府)
- ・塩化コリン
 - ・最終案において対象外物質として規定済み。
- 11 Inositol (中国政府)
- ・イノシトール
 - ・最終案において対象外物質として規定済み。
- 12 L-carnitine hydrochloride (中国政府)
- ・カルニチン塩酸塩
 - ・カルニチンは生体内でも合成されるアミノ酸で、動物性食品 (例：牛、羊) に天然に含まれる物質であり、農薬等として使用した場合、その残留量が生理的変動範囲を有意に増加させるとは考えられないため、対象外物質としない。
- 13 Cysteamine Hydrochloride (中国政府)
- ・システアミン塩酸塩
 - ・農薬中間体であり、農薬等としての使用実態も不明なため、対象外物質としない。
- 14 1-Aminocyclopropane-1-Carboxylic Acid (中国政府)
- ・1-アミノシクロプロパン-1-カルボン酸
 - ・エチレン前駆体であるが、農薬等としての物質の確認ができないため、対象外物質としない。
- 15 Manganous Salts (中国政府)
- ・マンガン塩類
 - ・EU ANNEX2 において、使用方法に制限があるため対象外物質としない。
- 16 Formic acid and its salts (中国政府)
- ・ギ酸及びその塩類
 - ・残留しないことから、対象外物質としない。

- 1 7 Acetic acid and its salts (中国政府)
- ・酢酸及びその塩類
 - ・残留しないことから、対象外物質としない。
- 1 8 Propionic acid and its salts (中国政府)
- ・プロピオン酸及びその塩類
 - ・残留しないことから、対象外物質としない。
- 1 9 Butyric acid and its salts (中国政府)
- ・酪酸及びその塩類
 - ・残留しないことから、対象外物質としない。
- 2 0 Fumaric acid (中国政府)
- ・フマル酸
 - ・残留しないことから、対象外物質としない。
- 2 1 Citric acid (中国政府)
- ・クエン酸
 - ・対象外物質「クエン酸」として規定。
- 2 2 Tartaric Acid (中国政府)
- ・酒石酸
 - ・対象外物質「酒石酸」として規定。
- 2 3 Malic acid (中国政府)
- ・リンゴ酸
 - ・EU ANNEX2 において、使用制限に制限があるため対象外物質としない。
- 2 4 Phosphoric acid (中国政府)
- ・リン酸
 - ・植物や生体内に豊富に存在する物質であり、農薬等として使用した場合、その残留量が生理学的変動範囲を有意に増加させるとは考えられないため、対象外物質としない。
- 2 5 Sodium Hydroxide (中国政府)
- ・水酸化ナトリウム
 - ・残留しないことから、対象外物質としない。
- 2 6 Capsantin (中国政府)
- ・カプサンチン (別名：トウガラシ色素)
 - ・対象外物質「トウガラシ色素」として規定。

2 7 Marigold extract (中国政府)

- ・ マリーゴールド色素
- ・ 対象外物質「マリーゴールド色素」として規定。

2 8 Disodium 5'-inosinate (中国政府)

- ・ 5'-イノシン酸二ナトリウム
- ・ 残留しないことから、対象外物質としない。

2 9 Disodium 5'-guanylate (中国政府)

- ・ 5'-グアニル酸二ナトリウム
- ・ 残留しないことから、対象外物質としない。

3 0 Sorbitanrbitan (中国政府)

- ・ 物質不明であり、対象外物質として検討できない。

3 1 Sanguinarine (中国政府)

- ・ サンギナリン
- ・ *Sanguinaria canadensis* 根茎に存在する嘔吐性アルカロイド
- ・ ヒトの健康を損なうおそれがないとは言えないため、対象外物質としない。

3 2 Approved Food Additives (中国政府)

- ・ 認められた食品添加物
- ・ 特定の物質を示していないことから、対象外物質としない。

3 3 Betaine and its salts (中国政府)

- ・ ベタイン及びその塩類
- ・ 残留しないことから対象外物質としない（最終案で提示済み）。

3 4 Fructooligosaccharides (中国政府)

- ・ フルクトオリゴ糖
- ・ 食品であり法 11 条第 3 項の規制対象外

3 5 Garlicin (allicin) (中国政府)

- ・ アリシン（注：Garlicin は製品名）（別名：硫化アリル）
- ・ 対象外物質「アリシン」として規定。

3 6 Sorbitol (中国政府)

- ・ ソルビトール
- ・ 残留しないことから、対象外物質としない。

37 Mannan Oligosaccharides (中国政府)

- ・マンナンオリゴ糖
- ・食品であり法第11条第3項の規制対象外

38 Yucca shidigera extract (中国政府)

- ・ユッカフォーム抽出物
- ・複合物質であり、残留しないことから対象外物質としない

39 Sacchariterpenin (中国政府)

- ・物質不明であり、対象外物質としない

○ **最終案において対象外物質とすることとしたが、その後の検討において対象外物質としないこととした物質**

ブセレリン、フロセミド、ルプロスチオール、プロカイン

- ・速やかに分解又は代謝され排泄されることから残留せず。
このため、対象外物質としない。

以 上